

日本リーテック株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2、内 容

目標1 計画期間中における男性労働者の育児休業取得率40%以上とし、当該割合又は取得率を「両立支援のひろば」で公表する。

<対 策>

令和7年度～ ・社内研修等の啓蒙活動により、育児・介護休業制度の理解及び男性労働者の育児休業の取得を推進する。

目標2 計画期間中における女性労働者及び育児休業の対象者となる女性の有期雇用労働者の育児休業取得率を100%とし、当該割合又は取得率を「両立支援のひろば」で公表する。

<対 策>

令和7年度～ ・社内研修等の啓蒙活動により、育児・介護休業制度の理解及び女性労働者および育児休業の対象者となる女性有期雇用労働者の育児休業取得を推進する。

目標3 計画期間の終了日の属する事業年度において、次の(1)と(2)のいずれも満たす。

(1) フルタイム労働者の法定時間外及び法定休日労働時間は各月とも1人あたりの平均が30時間未満とする。

(2) 当該事業年度における、個々の労働者の法定時間外労働時間の1か月あたりの平均が、いずれの従業員も50時間以下とする。

<対 策>

令和 7 年度～

- ・ 労働負荷適正化委員会（労使委員会）を定例的（原則として 1 回／月）に開催し、労働環境の整備及び改善を実施する。
- ・ 1 箇月単位の変形労働時間制又はフレックスタイム制を活用し労働負荷の低減に有効な働き方を実現する。
- ・ 業務効率化の推進により時間外労働時間の低減を図る。

目標 4 有給休暇取得義務日数の増加及び有給休暇取得推奨日の効果的な設定により休日取得を奨励し、年次有給休暇取得率 65%以上とする。

<対 策>

令和 7 年度～

- ・ 前年度末に社内に周知する「年間カレンダー」において年次有給休暇の取得奨励日を周知し、休日取得を促進する。
- ・ 有給休暇取得の実績に係るトレースを毎月実施し、進捗が芳しくない状況が見受けられた場合は当該従業員の意見を踏まえて計画的に対応する。
- ・ 「目標 4」を達成するため、事業年度（1 年）に 21 日の有給休暇を付与された労働者は、社内ルールとして、最低 7 日の取得義務を達成する。
- ・ 有給休暇の付与日数が 21 日未満の労働者を含めた全ての従業員の平均で、年次有給休暇取得率 65%以上を達成する。

以 上